

液化石油ガス法の基礎シリーズ

—液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革—(第6回)

昨年実施いたしました「高圧ガス」誌の読者アンケートにおける今後取り上げて欲しいテーマでは、「高圧ガス保安法の基礎」、「液化石油（LP）ガス法の基礎」が上位でありました。加えてアンケートの自由記載欄でも法令に関するテーマの要望が多かったので、高圧ガス保安法令及び液化石油（LP）ガス法令に関する連載を開始しています（高圧ガス保安法令については8月号から連載しています）。

本シリーズは、経済産業省の委託を受け発行しているLPガス保安専門技術者向けのメールマガジンにおいて、「液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革（執筆者：高圧ガス保安協会 山川雅美）」を平成26年10月から連載しているのでこれを高圧ガス誌においても紹介していきます。

第6回目となる本稿では、液化石油ガス法の基礎シリーズ—液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革—のうち、「液化石油ガス法の運用開始は手探りで」の内容を紹介します。

液化石油ガス法の基礎シリーズの掲載号

- | | | | | |
|-----|--------------------------------|----------|------|--------------|
| 第1回 | 液化石油ガス法の誕生まで(1) | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.6 |
| 第2回 | 液化石油ガス法の誕生まで(2) | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.7 |
| 第3回 | 液化石油ガス法の誕生まで(3) | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.8 |
| 第4回 | 液化石油ガス法の制定理由と規制内容 | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.9 |
| 第5回 | 簡易ガス事業の法制化とLPガスタンクローリ事故防止委員会発足 | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.10 |

液化石油ガス法の運用開始は手探りで

高圧ガス保安協会

山川 雅美

1 はじめに

話は前回より少々さかのぼるが、1968（昭和43）年3月に液化石油ガス法が施行されて、その規制の趣旨、目指すべき方向がLPガス関係業界に浸透して行くまでは当然ながらいろいろと紆余曲折があった。LPガス販売店はもとより、規制を担当する行政側にも法令解釈上、指導実態上の問題点や課題が浮上してきた。それを解決する手段の一つに、通商産業省（当時）が毎月発行する「火薬類・高圧ガス取締月報」（1964（昭和39）年12月15日 通商産業省軽工業局無機化学課により「ガリ版刷り」で創刊）があった。今はメールでの照会回答等のやりとりや、経済産業省から発せられるメールマガジン、ホームページ等の閲覧等により簡単に迅速に、しかも正確に必要な情報を得ることができるようになり関係者には極めて便利な時代になっている。しかしながら、法制定当時の情報取得、意見交換等は電話と手紙、書類、書籍等の紙媒体、特別に緊急性を要するような場合はテレックス（特定回線を使つての初期のデジタル通信）に頼っており、FAXもまだ一般には普及していなかった。このほか、定期的に行われる行政の連絡会議（全国・ブロック）があり、会議は意見が合わず、紛糾することもあった。行政側もこのような環境であったから、当時はこの取締月報で各種情報の提供、

都道府県等と通商産業省の法令解釈、指導方法等に関する教示、意見交換、照会回答等が主として行われていたため、当然ながら疑問点、課題等の解決に何かと時間がかかり、また関係者みな手探りで法運用に当たっていたように思う。情報環境の進歩を思うとまさに隔世の感がある。

液化石油ガス法が制定・施行された後もLPガスの消費量、消費者数は増加の一途を辿り、それにつれて消費先の事故件数も増加するばかりであった。そこで、行政はもとより、関係業界も自主的な保安対策を種々実施してきた。

ここからはその液化石油ガス法に関わる規制関連の流れを、LPガス業界の動向、当時の時代背景等を織り交ぜて、かつ、図を活用して見て行くことにする。

2 液化石油ガス法に関わる規制関連の流れ

この時期、LPガスの販売形態は質量販売が主体で（いわゆる一本売りで代金決済）、各家庭には10kgなり20kgなりの容器を1本運んで行って消費設備に取り付け、空になった容器を引き取ってくるというやり方が多かった。その使用済み容器の引き取りの時に、まだ液体分が残っている状態なのに、消費者の立ち会いによる面前計量をせず、あるいは計量しても正確性が保証できないまま何ら精

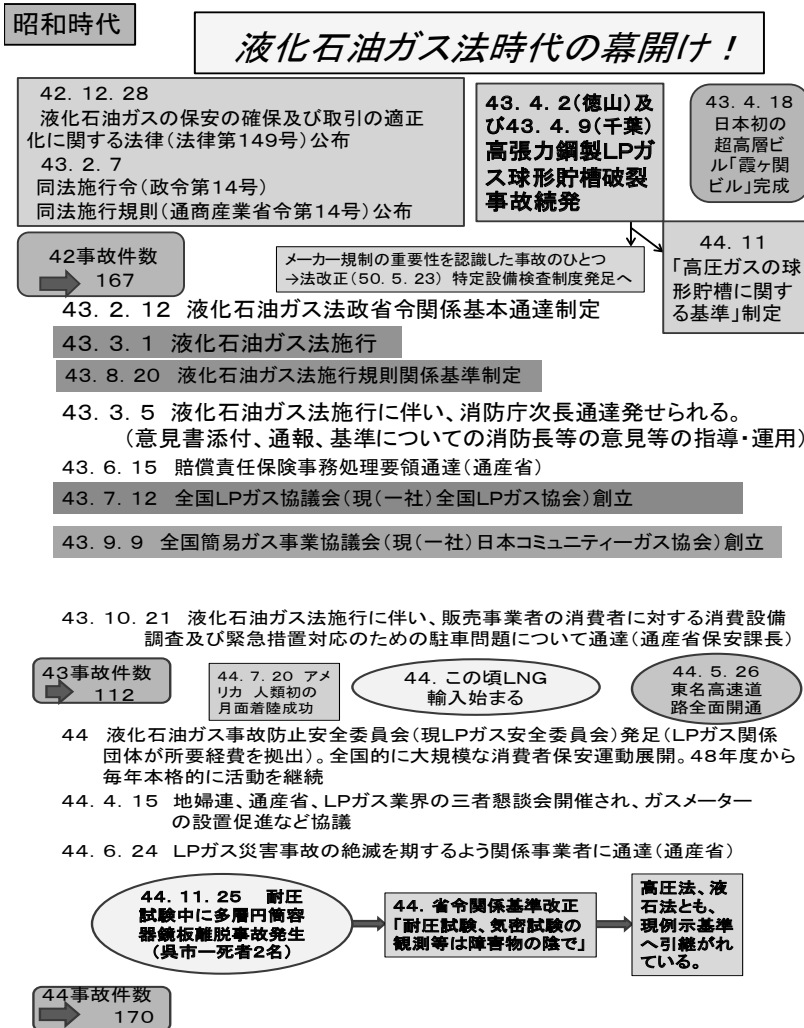


図 液化石油ガス法に関わる規制関連の流れ

算しないで元の容器を引き取って行く、消費者が留守の間に容器を取り替えて残ガスがあるものを引き取って行くなどの不明瞭な取引実態があったほか、残ガスが残っている容器に新たにLPガスを充填するとガスの品質が低下し、気化するガスが減少するのではないかという疑問等のため消費者から販売事業者に対するクレームが絶えず、ガスメーターによる体積販売に移行させるべしという意見が澎湃^{ほうはい}として起こってきたのである。

このような状況の中で、1969(昭和44)年4月15日、地婦連(全国地域婦人団体連絡協議会)、通商産業省、LPガス業界による三者懇談会が開催され、ガスメーターの設置促進(法制化を含む。)が協議された。以後何度かの協議、要望書の提出等を経て1972(昭和47)年12月6日の液化石油ガス法施行規則改正によるメーター法制化につながったのである。また、1969年は、LPガス関係団体が所要の経費を拠出し、液化石油ガス事

故防止安全委員会（現LPガス安全委員会）を発足させ、全国的に大規模な消費者保安運動を展開し、その後の継続的な活動に発展する礎^{いしづえ}となった年であることは特筆すべきことであろう。（以下次号へつづく）

▶こぼれ話

ここで私事にわたって恐縮であるが、1967（昭和42）年12月、筆者が当時勤めていた広島通商産業局（現：中国経済産業局）で高圧ガス保安担当を命じられた。LPガス新法（と当時呼んでいた。）は大臣権限の委任により地方通商産業局にも販売事業許可などの行政手続が発生したのである。

それまで筆者は国の五現業の一つであるアルコール専売担当課で、工業用エチルアルコールの民営工場からの買い上げ、買い上げたアルコールの販売、その販売先の事業所における使用に当たっての変性（エチルアルコールであるから、お酒以外の用途に用いる場合は確実に全量その用途に使用されるよう行政の立ち会いの下で目的物質との混入作業等を実施する。）立会いなどに従事しており、工業用エチルアルコールを国から大量に購入して使う醸造酢屋さんへの訪問（工場滞在により体が酔臭^{ひんしゅく}なるので帰りのバスの中で周りの人の響^{ひんしゅく}を買っていた。）、周辺病院への消毒用プロピルアルコールの売り込み（国の人^{やめ}がアルコールの売り込みをするのかと揶揄さ

れたりした。）など、公務員らしからぬ仕事をしていたから、いきなり高圧ガス取締法と液化石油ガス法の担当とされて、右も左も分からず、異次元の世界(?)をうろうろすることとなり大いに戸惑ったものである。

液化石油ガス法において通商産業局が担当するのは、局管内で2県以上にまたがってLPガスを販売する事業者であるが、中国地区では山村で販売している事業者が多く、山と川と畑と道しかない田舎町に店舗があったりした。定期バスもろくにならない山中では、販売店の軽トラックに乗せてもらうしか行く方法がなかった。それでも通商産業局で初代のLPガス保安行政担当になった責任感もあり、若さも手伝って規則どおり、基準どおりの調査をし、各販売店の不備な事項を指摘し、ときに始末書を出すよう指導していたら「我々零細販売店に対するいじめではないか！」と燃料店のおやじさんにかみつかれたりした。中には容器置場と隣接住宅との距離が足りないと指摘されたことに反発し、これ見よがしにその販売店を廃止したよ！と筆者の前で大見えを切る猛者(?)もいたのである。

もちろん、LPガス消費者のための保安規制の重要性は論を俟^またないが、そのLPガスを供給する販売店の営業のあり方への支援も考えなくてはならないのではないかと、若さに任せた我流の指導方針を反省させられたものである。

山川雅美（やまかわ まさみ）